

表 15 生活関連用品

項 目	運 用 基 準 等
品質規格	1 県が毎年度策定する「環境物品等の調達方針」に定める判断基準または「エコマーク認定基準」に定める認定基準を満たしていること。 2 使用済み PET ボトルを原料にした製品にあつては、PET トレイ協議会が定める自主規制基準「ポリエチレンテレフタレート製無延伸シート・フィルム及びその製品の食品衛生安全性に関する自主規制基準」を満たしていること。
環境安全性	表 18 に掲げる物質の溶出、含有が懸念される場合には、その物質の基準に適合すること。

※ 生活関連用品とは、県が毎年度策定する「環境物品等の調達方針」または「エコマーク認定基準」に定める下記の製品をいう。

- 1 紙類
- 2 文具類
- 3 オフィス家具等
- 4 照明
- 5 制服・作業服等
- 6 インテリア・寝装寝具
- 7 作業手袋
- 8 その他繊維製品
- 9 災害備蓄用品
- 10 ごみ袋
- 11 日用品
- 12 玩具